

不動産登記手続案内のご利用について

1 登記手続案内について

- 一般的な情報提供を行います。個別具体的な事案に応じた対応は行いません。
- 登記申請の前提となる行為についての相談や、登記手続に関する説明を超える質問には応じられません。

2 手続案内の内容

- 法務局ホームページに掲載されている情報をもとに、申請書様式と申請に必要な添付書類の種類について説明します。

3 申請書等の作成について

- 申請書・添付書類は、ご自宅等において、ご自身で作成・用意してください。
- 申請書や添付書類の案は、一読して通常気づく程度の確認を行います。
- 記載漏れ、誤記、添付書類の不足が判明した場合は、その内容を説明します。
- 審査は申請後に行われます。補正等の対応が必要になる場合があります。

4 ご利用方法

- 手続案内は予約制です。利用時間は1回20分です。
- 窓口、ウェブ、電話の3方法があります。
- ご利用前に法務局ホームページの内容を確認してください。

5 対象となる方

- 手続案内の対象は、申請人本人又は御家族のみです。
- 資格者代理人、官公署は対象外です。
- ご自身で書類等を作成することが難しい場合には、司法書士・土地家屋調査士に登記申請を依頼することをお勧めします。

商業・法人登記手続案内のご利用について

1 登記手続案内について

- 一般的な情報提供を行います。個別具体的な事案に応じた対応は行いません。
- 登記申請の前提となる行為についての相談や、登記手続に関する説明を超える質問には応じられません。

2 手続案内の内容

- 法務局ホームページに掲載されている情報をもとに、申請書様式と申請に必要な添付書類の種類について説明します。

3 申請書等の作成について

- 申請書・添付書類は、ご自宅等において、ご自身で作成・用意してください。
- 申請書や添付書類の案は、一読して通常気づく程度の確認を行います。
- 記載漏れ、誤記、添付書類の不足が判明した場合は、その内容を説明します。
- 審査は申請後に行われます。補正等の対応が必要になる場合があります。

4 ご利用方法

- 手続案内は予約制です。利用時間は1回20分です。
- 窓口、ウェブ、電話の3方法があります。
- ご利用前に法務局ホームページの内容を確認してください。

5 対象となる方

- 手続案内の対象は、会社等の代表者（従業員を含む）のみです。
- 資格者代理人、官公署は対象外です。
- ご自身で書類等を作成することが難しい場合には、司法書士に登記申請を依頼することをお勧めします。